

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
<b>第1 基本方針</b>					法第21条の5の19	
	（1）指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（通所支援計画）を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第1項	
	（2）指定障害児通所支援事業者は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第2項	
	（3）指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者等、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第3項	
	（4）指定障害児通所支援事業者は、障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第4項	
	（5）児童発達支援に係る指定通所支援の提供にあたっては、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第4条	
<b>第2 人員に関する基準</b>					法第21条の5の19第1項	
1 従業者の員数 （児童発達支援センターを除く）	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 ① 児童指導員、保育士 児童指導員又は保育士の総数は、指定児童発達支援の単位（その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のイ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれに定める数以上となっているか。 イ 障がい児の数が10以下 2以上 ロ 障がい児の数が11以上 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ※令和3年3月31日までに指定を受けた事業所については、令和5年3月31日までは「児童指導員又は保育士の総数」は「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の総数（半数以上は児童指導員又は保育士）」とする。 ※保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	適・否		条例第4条	平24厚令15第5条	
	①の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第5条第6項	
	② 児童発達支援管理責任者 1以上 ※保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	適・否		条例第4条	平24厚令15第5条第1項、第9項	
	②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第5条第8項	
	③ 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を配置しているか。  ※当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を①の合計数に含めることができる（半数以上は児童指導員又は保育士）。	適・否		条例第4条	平24厚令15第5条第2項、第3項、第7項	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
	<p>④ 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には、次のアからウに該当する場合を除き、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を配置しているか。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 喀痰吸引等事業者の場合、指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>ウ 登録特定行為事業者の場合、指定児童発達支援事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの作業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>※当該看護職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該看護職員の数①の合計数に含めることができる（半数以上は児童指導員又は保育士）。</p> <p>※医療的ケア：人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第5条第2項、第3項、第7項 令3厚告第89号	
	<p>⑤ ①～④に関わらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>※嘱託医以外は、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、1名以上配置する必要がある。また、嘱託医は支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。 (ただし、機能訓練を行わない時間帯は、機能訓練担当職員を置かないことができる。)</p> <p>イ 嘱託医 1以上 ロ 看護職員 1以上 ハ 児童指導員又は保育士 1以上 ニ 機能訓練担当職員 1以上 ホ 児童発達支援管理責任者 1以上</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第5条第4項 H27. 2. 20Q&A問3	
2 従業者の員数 (児童発達支援センターに限る)	<p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 (ただし、40人以下の障がい児を通わせる児童発達支援センターは栄養士を、調理業務を全部委託する児童発達支援センターは調理員を置かないことができる。)</p> <p>① 嘱託医 1以上 ② 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位（その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 ③ 栄養士 1以上 ④ 調理員 1以上 ⑤ 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(経過措置) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）附則第22条第12項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、(1)の②のイ中「通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障がい児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。</p> <p>(2) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、専ら当該職務に従事する機能訓練担当職員を配置しているか。</p> <p>※この場合、当該機能訓練担当職員の数（1）の合計数に含めることができる。 ※当該機能訓練担当職員の数（1）の合計数に含める場合、合計数の半数以上は児童指導員又は保育士とする（令和3年3月31日までに指定を受けた事業所については、令和5年3月31日までは経過措置）。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第6条第1項、第7項	
		適・否		条例第4条	平24厚令15附則第3条	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第6条第2項、第3項、第6項、第8項	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
	<p>(3) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には、次のアからウに該当する場合を除き、専ら当該職務に従事する看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を配置しているか。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 喀痰吸引等事業者の場合、事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>ウ 登録特定行為事業者の場合、事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの作業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>※この場合、当該看護職員の数を（1）の合計数に含めることができる。            ※当該看護職員の数を（1）の合計数に含める場合、合計数の半数以上は児童指導員又は保育士とする（令和3年3月31日までに指定を受けた事業所については、令和5年3月31日までは経過措置）            ※医療的ケア：人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第6条第2項、第3項、第6項、第8項	
	<p>(4) (2)及び(3)にかかわらず、主として難聴児を通わせる児童発達支援センターには、(1)の従業者のほか、次の従業者を置いているか。（この場合、次に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）</p> <p>① 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上</p> <p>② 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る） 機能訓練に必要な数</p> <p>③ 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る） 医療的ケアを行うために必要な数</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第6条第4項	
	<p>（経過措置）            整備法附則第22条第2項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、(4)の①中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ2以上」とする。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15附則第5条	
	<p>(5) (2)及び(3)にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターには、(1)の従業者のほか、次に掲げる従業者を置いているか。（この場合、次に掲げる従業者の数を、児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）</p> <p>① 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） 1以上</p> <p>② 機能訓練担当職員 1以上</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第6条第5項	
	<p>(6) (1)～(5)（嘱託医を除く）に掲げる従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。            ※ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。            ※保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第6条第8項、第9項	
3 管理者	<p>指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。            （ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第7条	
4 従たる事業所を設置する場合の特例（児童発達支援センターを除く）	<p>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第8条	
<b>第3 設備に関する基準</b>					法第21条の5の19第2項	
1 設備（児童発達支援センターを除く）	<p>(1) 指定児童発達支援事業所は、指導訓練室を有するほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第9条第1項	
	<p>(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第9条第2項	
	<p>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りではない。）</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第9条第3項	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
2 設備（児童発達支援センターに限る）	(1) 指定児童発達支援センターは、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。 ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援センターは、障がい児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。	適・否		条例第4条	平24厚令15第10条第1項	
	(2) (1)に規定する設備は、次のとおりとなっているか。 ただし、主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援センターは、この限りではない。 ①指導訓練室 イ 定員は、おおむね10人以上 ロ 障がい児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上 ②遊戯室 障がい児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上	適・否		条例第4条	平24厚令15第10条第2項	
	(3) (1)に規定する設備のほか、主として知的障がいのある児童を通わせる指定児童発達支援センターは静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援センターは聴力検査室を設けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第10条第3項	
	(4) (1)及び(3)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。）	適・否		条例第4条	平24厚令15第10条第4項	
<b>第4 運営に関する基準</b>					法第21条の5の19第2項	
1 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。 （ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所は、利用定員を5人以上とすることができる。）	適・否		条例第4条	平24厚令15第11条	
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第12条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第12条第2項 社会福祉法第77条	
3 契約支給量の報告等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第13条第1項	
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第13条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第13条第3項	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第13条第4項	
4 提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第14条	
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第15条	
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第16条	
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第17条	
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第18条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第18条第2項	
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第19条	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第20条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第20条第2項	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第21条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第21条第2項	
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第22条第1項	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平24厚令15第22条第2項	
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第23条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第23条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の①～③(①は、児童発達支援センターに限る。)の支払を通所給付決定保護者から適切に受けているか。 ① 食事の提供に要する費用(次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 平成24年厚生労働省告示第231号(利用料指針)第2号のイただし書きの中間所得者及び低所得者等については、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①、②のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	適・否		条例第4条	平24厚令15第23条第3項、第4項 平24厚告231ニイ 法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号、第6号	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第23条第5項	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第23条第6項	
14 通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第24条	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第25条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第25条第2項	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
16 指定児童発達支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第26条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第26条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第26条第3項	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、(3)により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 ① 利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性等を踏まえた支援の提供体制の整備状況 ② 従業者の勤務体制及び資質の向上のための取組状況 ③ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組状況 ⑤ 利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 ⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 ⑦ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	適・否		条例第4条	平24厚令15第26条第4項	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第26条第5項	
17 児童発達支援計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第1項	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第2項	
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第3項	
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第4項	
	(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第5項	
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第6項	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第7項	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6か月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第8項	
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第9項	
	(10) 児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第27条第10項	
18 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 19に規定する相談及び援助を行うこと。 ② 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第4条	平24厚令15第28条	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
19 相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第29条	
20 指導、訓練等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第30条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第30条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第30条第3項	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第30条第4項	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第30条第5項	
21 食事（児童発達支援センターに限る）	(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る）において、障がい児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第31条第1項	
	(2) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第31条第2項	
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第31条第3項	
	(4) 指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第31条第4項	
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第32条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第32条第2項	
23 健康管理（児童発達支援センターに限る）	(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターに限る。）は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。 ただし、次に掲げる健康診断が行われた場合であって、それぞれに掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、健康診断の結果を把握しているか。 ① 児童相談所等における通所開始前の健康診断 … 通所開始時の健康診断 ② 通学する学校における健康診断 … 定期の健康診断又は臨時の健康診断	適・否		条例第4条	平24厚令15第33条第1, 2項 学校保健安全法	
	(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第33条第3項	
24 緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第34条	
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第35条	
26 管理者の責務	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第36条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該児童発達支援事業所の従業者に指定通所基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第36条第2項	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
27 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針                      ② 従業者の職種、員数及び職務の内容                      ③ 営業日及び営業時間                      ④ 利用定員                      ⑤ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額                      ⑥ 通常の事業の実施地域                      ⑦ サービス利用に当たっての留意事項                      ⑧ 緊急時等における対応方法                      ⑨ 非常災害対策                      ⑩ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類                      ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項                      ⑫ その他運営に関する重要事項</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第37条	
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供できるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第38条第1項	
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。（ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第38条第2項	
	<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第38条第3項	
	<p>(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平18厚告615）及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令2年厚告5）を参照</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第38条第4項	
29 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第38条の2第1項	
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第38条の2第2項	
	<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第38条の2第3項	
30 定員の遵守	<p>指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。）</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第39条	
31 非常災害対策 （児童発達支援センターを除く） 【独自基準】	<p>(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターを除く。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における障がい児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示しているか。</p>	適・否		条例第5条第1項 【独自基準】	平24厚令15第40条第1項	
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障がい児を円滑に避難誘導させるための体制を整備し、定期的に従業者及び障がい児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。</p>	適・否		条例第5条第2項 【独自基準】	平24厚令15第40条第2項	
	<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	適・否		条例第5条第3項 【独自基準】	平24厚令15第40条第3項	
	<p>(4) 指定児童発達支援事業者は、(2)の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っているか。</p>	適・否		条例第5条第4項 【独自基準】		
	<p>(5) 指定児童発達支援事業者は、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。</p>	適・否		条例第5条第5項 【独自基準】		

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
32 非常災害対策 （児童発達支援センターに限る） 【独自基準】	（1）指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターに限る。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定発達支援事業所の周辺の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障がい児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所個別防災計画）を策定し、当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示しているか。	適・否		条例第6条第1項 【独自基準】	平24厚令15第40条第1項	
	（2）指定児童発達支援事業者は、事業所個別防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障がい児を円滑に避難誘導させるための体制を整備し、定期的に従業者及び障がい児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第6条第2項 （第5条第2項準用） 【独自基準】	平24厚令15第40条第2項	
	（3）指定児童発達支援事業者は、（2）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否		条例第6条第2項 （第5条第3項準用） 【独自基準】	平24厚令15第40条第3項	
	（4）指定児童発達支援事業者は、（2）の訓練の結果に基づき、事業所個別防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所個別防災計画の見直しを行っているか。	適・否		条例第6条第2項 （第5条第4項準用）		
	（5）指定児童発達支援事業者は、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。	適・否		条例第6条第2項 （第5条第5項準用）		
33 安全計画の策定等	（1）指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。	適・否		条例第4条	平24厚令15第40条の2第1項	安全計画に関する書類
	（2）指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（1）の研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。	適・否		条例第4条	平24厚令15第40条の2第2項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	（3）指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。	適・否		条例第4条	平24厚令15第40条の2第3項	保護者に周知したことが分かる書類
	（4）指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。	適・否		条例第4条	平24厚令15第40条の2第4項	安全計画に関する書類
34 自動車を運行する場合の所在の確認	（1）指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。 ※令和5年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平24厚令15第40条の3第1項	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
	（2）指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（1）に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行っているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までの間は、ブザー等の設置に代わる措置（所在確認を促すチェックシート、所在確認を行ったことを記録する書面を備える等）を講じ、障がい児の所在確認を行うことも可能。	適・否		条例第4条	平24厚令15第40条の3第2項	見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類
35 衛生管理等	（1）指定児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第41条第1項	
	（2）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施	適・否		条例第4条	平24厚令15第41条第2項	
36 協力医療機関	指定児童発達支援事業者は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第42条	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
37 掲示	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第43条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平24厚令15第43条第2項	
38 身体拘束等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第44条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第44条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。  ※(3)は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、(3)に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束等廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平24厚令15第44条第3項	
39 虐待等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業所の従業員は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第45条第1項 児童虐待の防止等に関する法律第2条	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 従業員に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置  ※ 令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令15第45条第2項	
40 秘密保持等	(1) 指定児童発達支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第47条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第47条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第47条第3項	
41 情報の提供等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第48条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第48条第2項	
42 利益供与等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第49条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)に掲げる者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第49条第2項	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
43 苦情解決	(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第50条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第50条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に際するとともに、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力しているか。この場合において、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第50条第3項 法第21条の5の22第1項	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県又は市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第50条第4項	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第50条第5項 社会福祉法第83条、第85条	
44 地域との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第51条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第51条第2項	
45 事故発生時の対応	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第52条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第52条第2項	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第52条第3項	
46 会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第53条	
47 記録の整備	(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第54条第1項	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 児童発達支援計画 ③ 通所給付決定保護者による障害児通所給付費等の不正受給に関する市町村への通知 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平24厚令15第54条第2項	
48 電磁的記録等	指定児童発達支援事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
	(1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第83条第1項	
	(2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか	適・否		条例第4条	平24厚令15第83条第2項	
49 児童福祉施設における最低基準（児童発達支援センターに限る）	児童発達支援センターにおいては、最低基準条例及び最低基準規則に規定する基準を遵守しているか。	適・否		最低基準条例第3条	昭23厚令63第1～14条の4、50条、52条、65条、62～67条	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
<b>第5 多機能型事業所に関する特例</b>					法第21条の5の19	
1 従業者の員数に関する特例 （主に難聴児又は重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センター、主に重度心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を除く）	<p>（1）障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所において、条例第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第58条、第68条第1項及び第2項、第73条の6第1項並びに第75条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、第73条の6第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>（2）障害児通所支援事業と障害福祉サービス事業を行う多機能型事業所において、利用定員の合計が20人未満である場合は、条例第6条第4項及び第68条第4項の規定（従業者の常勤要件）にかかわらず、当該多機能型事業所に有すべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>（3）多機能型事業所における定員規模別単価の取扱いについて、（1）（2）の従業者の員数に関する特例による場合、留意事項通知第二の1（4）の②により、多機能型事業所における利用定員の合計数による定員規模に応じて報酬を算定しているか。</p>	適・否		条例第4条	平24厚令15第80条第1項	
2 設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	適・否		条例第4条	平24厚令15第80条第2項	
3 利用定員に関する特例	<p>（1）障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所は、条例第12条、第61条及び第71条（利用定員）の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p> <p>（2）障害児通所支援事業と障害福祉サービス事業を行う多機能型事業所において、利用定員の合計が20人以上である場合は、条例第12条、第61条及び第71条の規定（利用定員）にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p> <p>（3）（1）（2）にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、条例第12条、第61条及び第71条の規定（利用定員）にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>（4）（2）の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい者が重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、条例第12条、第61条及び第71条の規定（利用定員）にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>（5）厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして県が認めるものにおいて、障害児通所支援事業と障害福祉サービス事業を行う多機能型事業所については、（2）中「20人」とあるのは、「10人」とする。</p>	適・否		条例第4条	留意事項通知第二の1（4）	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第81条	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第82条第1項	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第82条第2項	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第82条第3項	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第82条第4項	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第82条第5項 平24厚告232	
<b>第6 変更の届出等</b>					法第21条の5の20	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	（1）指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他法施行規則第18条の35にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。 また、児童発達支援の定員を増加しようとするときは、法施行規則第18条の34の2の事項を記載した書類を1月前までに、申請しているか。	適・否			法第21条の5の20第1～3項 法施行規則第18条の34の2、第18条の35第1～3項	
2 廃止又は休止の届出	（2）指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第21条の5の20第4項 法施行規則第18条の35第4項	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
<b>第7 業務管理体制の整備等</b>					法第21条の5の26	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害児通所支援事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令順守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第21条の5の26第1項 法施行規則第18条の37	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害児通所支援事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県（又は厚生労働大臣）に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 （届出については、法人単位で行う。）	適・否			法第21条の5の26第2項 及び第3項 法施行規則第18条の38	
<b>第8 障害福祉サービス等情報公表制度の報告</b>					法第33条の18	
	指定障害児通所支援事業者は、サービスを利用する障がい児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害児通所支援等の情報（法施行規則第36条の30の4に規定する以下の情報）を県に報告しているか。 （報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う） ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 （法施行規則第36条の30の4別表第2） ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 及び運営情報（法施行規則第36条の30の4別表第2及び第3）	適・否			法第33条の18第1項 法施行規則第36条の30 の4	
<b>第9 障害児通所給付費の算定及び取扱い</b>					法第21条の5の3	
1 基本事項	(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号（報酬告示）の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価（10円）を乗じて得た額を算定しているか。  (2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平24厚告122一 平24厚告128	
		適・否			平24厚告122二	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
2 児童発達支援給付費						
(1) ①基本報酬 (児童発達支援センターに限る)	<p>児童発達支援給付費イ、ロ、ハは、次の①～⑤及び②のいずれかの施設基準に適合するものとして県に届け出た児童発達支援の単位において、児童発達支援を行った場合に、障がい児の障がい種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））</p> <p>①児童発達支援給付費二の（1）（2）（3）（主に未就学児） 次のア及びイのいずれにも該当すること。                      ア 指定基準に規定する児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）の員数の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上であること。                      イ 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること。                      医療的ケア区分3の障がい児＋医療的ケア区分2の障がい児÷2＋医療的ケア区分1の障がい児÷3</p> <p>②児童発達支援給付費二の（4）（上記以外）                      ①のアの基準を満たしていること。</p> <p>③児童発達支援給付費ロの（1）（2）（3）（難聴児） 次のア及びイのいずれにも該当すること。                      ア 指定基準に規定する児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上（ただし、言語聴覚士の員数は4以上）であること。                      イ 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること                      医医療的ケア区分3の障がい児＋医療的ケア区分2の障がい児÷2＋医療的ケア区分1の障がい児÷3</p> <p>④児童発達支援給付費ロの（4）（上記以外）                      ③のアの基準を満たしていること。</p> <p>⑤児童発達支援給付費ハ（重症心身障がい児） 次のア及びイのいずれにも該当すること。                      ア 指定基準に規定する児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上であること。                      イ 看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の1注1 平24厚告269一 平24厚令15第6条	
(児童発達支援センター以外)	<p>児童発達支援給付費ニ、ホは、次の①～③のいずれかの施設基準に適合するものとして県に届け出た児童発達支援の単位において、児童発達支援を行った場合に、障がい児の障がい種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>①児童発達支援給付費二の（1）の（一）（二）（三）（主に未就学児） 次のア及びイに該当し、又はウに該当する場合であって、かつエに該当すること。                      ア 指定基準（重症心身障がい児以外）に規定する従業者の員数を満たしていること。                      イ 小学校就学前の障がい児（未就学児）の占める割合が100分の70以上であること。                      ウ 指定基準（重症心身障がい児）に規定する従業者の員数を満たしていること。                      エ 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること                      医療的ケア区分3の障がい児＋医療的ケア区分2の障がい児÷2＋医療的ケア区分1の障がい児÷3</p> <p>②児童発達支援給付費二の（1）の（四）（（一）から（三）に該当しない障がい児）                      ①のア及びイに該当し、又はウに該当すること。</p> <p>③児童発達支援給付費二の（2）の（一）（二）（三）（上記以外の場合） 次のア及びイのいずれにも該当すること。                      ア 指定基準（重症心身障がい児以外）に規定する従業者の員数を満たしていること。                      イ 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること                      医療的ケア区分3の障がい児＋医療的ケア区分2の障がい児÷2＋医療的ケア区分1の障がい児÷3</p> <p>④児童発達支援給付費二の（2）の（四）（（一）から（三）に該当しない障がい児）                      ③のアに該当すること。</p> <p>③児童発達支援給付費ホ（重症心身障がい児）                      指定基準（重症心身障がい児）に規定する従業者の員数を満たしていること。                      （障がい児が重症心身障がい児である場合に算定）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の1注2 平24厚告269二 平24厚令15第5条	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
②減算 （定員超過減算・人員欠如減算・個別支援計画未作成減算・自己評価結果等未公表減算）	児童発達支援給付費の算定に当たって、次の①～③のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障がい児の数又は従業者の員数が以下に該当する場合（減算割合が大きい方を適用） （定員超過減算） ・過去3月間の平均利用者数が利用定員に応じて以下に該当 当該月の利用者全員に100分の70 利用定員が11人以下：利用定員数に3を加えた数を超える場合 利用定員が12人以上：利用定員数に100分の125を乗じた数を超える場合 ・1日あたりの利用者の数が利用定員に応じて以下に該当 当該日の利用者全員に100分の70 利用定員が50人以下：利用定員数に100分の150を乗じた数を超える場合 利用定員が51人以上：利用定員数から50を引いた数に100分の125を乗じた数に、75を加えて得た数を超える場合 （人員欠如減算）※児童発達支援センターを除く ・基準上配置すべき職員が、1割を超えて員数を満たさない場合は翌月から、それ以外で要件を満たさない場合は翌々月からそれぞれ起算して、解消に至った月まで、利用者全員に減算 2月間は100分の70、3月目以降は100分の50（職員欠如減算） ・児童発達支援管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月目以降は100分の50（児童発達支援管理責任者欠如減算） ② 児童発達支援計画が作成されていない場合（個別支援計画未作成減算） イ 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 ロ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 （※児童発達支援管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用） ③ 自己評価結果等の公表について県に届け出していない場合 100分の85（自己評価結果等未公表減算） （③は、平成31年3月31日までの間は、算定しない。）	適・否			平24厚告122別表第1の1注3 平24厚告271一 イ・ロ 留意事項通知第二の1(5)～(8) (10) H30. 3. 30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30. 5. 23報酬改定Q&A vol.1 問2 平24厚令15第26条第5項	
（開所時間減算）	児童発達支援給付費の算定に当たって、運営規程に定める営業時間が以下に該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ・4時間以上6時間未満 100分の85 ・4時間未満 100分の70	適・否			平24厚告122別表第1の1注4 平24厚告271一 ハ	
（身体拘束等廃止未実施減算）	やむを得ず身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 （ただし、令和5年3月31日までの間は第4の36の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。）	適・否			平24厚告122別表第1の1注5 留意事項通知第二の1(9)	
(3) 人工内耳装用児支援加算（主として難聴児を通わせるセンターに限る）	児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき人工内耳装用児支援加算を所定単位数に加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第1の1注7	
(4) 児童指導員等加配加算	常時見守りが必要な障がい児に対する支援及び障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、以下の従業者の加配を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき児童指導員等加配加算を所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第1の1注8	
①児童指導員等加配加算	児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（②の専門的支援加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む）に加えて、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※1 理学療法士等：下記のいずれかに該当 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 ・専門職員学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ・国立リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の要請を行う研修を修了した者 ※2 児童指導員等：下記のいずれかに該当 ・児童指導員 ・手話通訳士、手話通訳者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ※その他の従業者：指導員等、直接支援を行う者で上記※1、2に該当しない者	適・否			平24厚告122別表第1の1注8 平24厚告270一、一の二	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
②専門的支援加算	<p>理学療法士等（保育士にあっては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（①の児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※通所支援計画未作成減算を算定している場合は、算定不可。</p> <p>児童発達支援給付費二(1)（主に未就学児）を算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）の算定に必要なとなる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加えて、さらに理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算方法で1以上配置しているものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合（個別支援計画未作成減算に該当する場合は、算定不可） ※本加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、児童指導員等配置加算を算定しており、児童指導員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等修了者又は保育士を2以上（常勤換算方法）配置している場合に限る。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の1注9 平24厚告270一、一の二	
(5) 看護職員加配加算	<p>次の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）～（Ⅱ）の併算定は不可）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の1注10	
①看護職員加配加算（Ⅰ）	<p>（看護職員加配加算（Ⅰ）の施設基準） 次のア及びイのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 児童発達支援給付費ハ又はホを算定（重症心身障がい児） 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコア（当該重症心身障がい児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものを）を合算した点数が40点以上であること</p> <p>イ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること</p> <p>※スコア表：通所給付費単位数表第1の1の表</p>	適・否			平24厚告269三 イ	
②看護職員加配加算（Ⅱ）	<p>（看護職員加配加算（Ⅱ）の施設基準） 次のア及びイのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 児童発達支援給付費ハ又はホを算定（重症心身障がい児） 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上であること</p> <p>イ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること</p> <p>※スコア表：通所給付費単位数表第1の1の表</p>	適・否			平24厚告269三 ロ	
(6) 家庭連携加算	<p>指定児童発達支援事業所において、児童発達支援の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問して当該障がい児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の2	
(7) 事業所内相談支援加算						
事業所内相談支援加算（Ⅰ）	<p>事業所内相談支援加算（Ⅰ）については、指定児童発達支援事業所において、児童発達支援の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対して当該障がい児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 （同一日に、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、算定不可）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の2の2注1	
事業所内相談支援加算（Ⅱ）	<p>事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、指定児童発達支援事業所において、児童発達支援の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対して当該障がい児の療育に係る相談援助を当該障がい児以外の障がい児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 （同一日に家庭連携加算を算定している場合は、算定不可）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の2の2注2	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(8) 食事提供加算（児童発達支援センターに限る）						
① 食事提供加算（Ⅰ）	児童発達支援センターにおいて法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号（低所得者等を除く）に掲げる通所給付決定保護者（中間所得者）の通所給付決定に係る障がい児に対し、児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第1の3注1 法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号、第6号	
② 食事提供加算（Ⅱ）	児童発達支援センターにおいて法施行令第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等）の通所給付決定に係る障がい児に対し、児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第1の3注2 法施行令第24条第6号	
(9) 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業者が、通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第1の4	
(10) 福祉専門職員配置等加算						
① 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	指定基準上、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第1の5注1	
② 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	指定基準上、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）との併算定は不可）	適・否			平24厚告122別表第1の5注2	
③ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）（Ⅱ）との併算定は不可） ① 指定基準上、児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ② 指定基準上、児童指導員若しくは保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否			平24厚告122別表第1の5注3	
(11) 栄養士配置加算（児童発達支援センターに限る）						
① 栄養士配置加算（Ⅰ）（常勤）	次のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	適・否			平24厚告122別表第1の6注1	
② 栄養士配置加算（Ⅱ）	次のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）との併算定は不可） ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	適・否			平24厚告122別表第1の6注2	
(12) 欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を利用する障がい児が、あらかじめ指定児童発達支援事業所の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降に利用を中止した場合において、児童発達支援の従業者が、障がい児又はその家族等との連絡調整を行い引き続き児童発達支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所において、1月につき当該児童発達支援を利用した障がい児の数を、利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第1の7	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(13) 特別支援加算	<p>次の①及び②の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、次のア～エの基準に全て適合する児童発達支援（特別支援）を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障がい児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（児童指導員等加配加算において理学療法士等を加配した場合もしくは専門的支援加算を算定する場合は、算定不可）</p> <p>（施設基準）</p> <p>① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員（学校教育法による大学の学部で、心理学専修する学科修了者で、個人及び集団心理療法の技術を有するもの）、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）又は国立障害者リハビリテーションセンターの学院の視覚障害学科履修者若しくはこれに準ずる視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者を配置していること。</p> <p>※ただし、児童発達支援給付費口を算定する場合（難聴児を支援する児童発達支援センター）は言語聴覚士を除き、児童発達支援給付費ハ又はホを算定する場合（重症心身障がい児を支援）は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。</p> <p>② 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p>（基準）</p> <p>ア 特別支援加算対象児に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための「特別支援計画」を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>イ 特別支援計画の作成後、その実施状況の把握や、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>ウ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、特別支援計画の作成又は見直しについて説明し、同意を得ること。</p> <p>エ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の8 平24厚告269四 平24厚告270一の三 留意事項通知第二の2(1)㉔	
(14) 強度行動障害児支援加算	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の一の四に適合する強度の行動障がい有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等修了者が児童発達支援を行うものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（児童発達支援給付費ハ又はホ（重症心身障がい児）を算定する場合は、算定不可）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の8の2 平24厚告270一の四、一の五	
(15) 個別サポート加算						
個別サポート加算（Ⅰ）	<p>個別サポート加算（Ⅰ）については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（児童発達支援給付費ハ又はホ（重症心身障がい児）を算定する場合は、算定不可）</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準：平24厚告第270号第1号の6参照</p>	適・否			平24厚告122別表第1の9注1 平24厚告270一の六	
個別サポート加算（Ⅱ）	<p>個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の9注2	
(16) 医療連携体制加算						
①医療連携体制加算（Ⅰ）	<p>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児については、算定不可）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の10注1	
②医療連携体制加算（Ⅱ）	<p>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児については、算定不可）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の10注2	
③医療連携体制加算（Ⅲ）	<p>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児については、算定不可）</p>	適・否			平24厚告122別表第1の10注3	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
④医療連携体制加算 (IV)	<p>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、当該看護を受けた障がい児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している場合若しくは重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児については算定不可。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定することを原則とする。</p> <p>※スコア表：通所給付費単位数表第1の1の表</p>	適・否			平24厚告122別表第1の10注4	
⑤医療連携体制加算 (V)	<p>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、当該看護を受けた障がい児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している場合若しくは重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児には算定不可。この場合においてスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定することを原則とする。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の10注5	
⑥医療連携体制加算 (VI)	<p>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している場合は、算定不可)</p>	適・否			平24厚告122別表第1の10注6	
⑦医療連携体制加算 (VII)	<p>喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障がい児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（（Ⅰ）から（Ⅴ）までのいずれかとの併算定は不可） (重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児については、算定不可)</p>	適・否			平24厚告122別表第1の10注7	
(17) 送迎加算	<p>(1) 送迎加算イは、障がい児（重症心身障がい児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 (児童発達支援給付費イ又はロ（児童発達支援センターが障がい児又は難聴児に支援）を算定する場合は、算定不可)</p> <p>(2) (1)の送迎加算イ及び医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき更に所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 送迎加算ロは、重症心身障がい児に対して、送迎の際に、運転手に加え、指定基準上置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置しているものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障がい児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の11注1	
(18) 延長支援加算	<p>次の①及び②の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所において、児童発達支援計画に基づき児童発達支援（延長支援）を行った場合に、当該障がい児に対し、障がい児の障がい種別に応じ、当該児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後に児童発達支援を行うこと。 ② 指定基準上、置くべき職員（直接支援業務の従事者に限る。）を1以上配置していること。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の12 平24厚告269五	
(19) 関係機関連携加算						
①関係機関連携加算 (Ⅰ)	<p>障がい児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障がい児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行い、その内容を記録した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の12の2注1	
②関係機関連携加算 (Ⅱ)	<p>障がい児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連携調整及び相談援助を行い、その内容を記録した場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平24厚告122別表第1の12の2注2	

児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(20) 保育・教育等移行支援加算	障がい児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談支援を行い、その内容を記録した場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (退所後に他の社会福祉施設等に入所等する場合は、算定不可)	適・否			平24厚告122別表第1の12の3	
(21) 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く）が、障がい児に対して、児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記給付費・加算の合計数の1000分の81に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記給付費・加算の合計数の1000分の59に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記給付費・加算の合計数の1000分の33に相当する単位数	適・否			平24厚告122別表第1の13 平24厚告270二	
(22) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く）が、障がい児に対して、児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記給付費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の13に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記給付費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の10に相当する単位数	適・否			平24厚告122別表第1の14 平24厚告270三	

(参照法令等)

法：児童福祉法(昭和22年法律第164号)

法施行令：児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)

法施行規則：児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

基準関係：平24厚令15(指定通所基準、指定基準)：児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

解釈通知：児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)

H27.2.20Q&A：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて(平成27年2月20日付け厚生労働省事務連絡)

条例：愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号)

規則：愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年愛媛県規則第25号)

昭23厚令63(児童福祉施設最低基準)：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

最低基準条例：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)

最低基準規則：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号)

平24厚告230(児発管告示)：障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)

平24厚告231(利用料指針)：食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年厚生労働省告示第231号)

平24厚告232：厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成24年厚生労働省告示第232号)

報酬関係：平24厚告122(報酬告示)：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

平24厚告128：厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件(平成24年厚生労働省告示第128号)

平24厚告269：厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労働省告示第269号)

平24厚告270：厚生労働大臣が定める児童等(平成24年厚生労働省告示第270号)

平24厚告271：厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成24年厚生労働省告示271号)

令3厚告第89：厚生労働大臣が定める医療行為

留意事項通知：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日付け障発0330第16号)